

日本NGO連携無償資金協力申請書

1. 基本情報	
案件名	シレット県ゴワインガット郡 コミュニティと取り組む水・衛生環境改善事業 Community-based WASH Improvement Project in Gowainghat, Sylhet, Bangladesh
団体名	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
事業内容	<p>本事業は、ゴワインガット郡における公衆衛生状況を改善することを目的とし、3年間にわたり実施する活動の3年次である。詳細は別添の活動詳細を参照。</p> <p><u>(ア) 飲料水供給施設を設置する</u></p> <p>a) コミュニティファシリテーターおよび水・衛生設備建設ファシリテーターにトレーニングを行う。</p> <p>b) 郡、ユニオン、ワードの水・衛生委員会 (WATSAN) の能力強化を行う。</p> <p>c) 参加型農村調査手法 (PRA) によりコミュニティアクションプラン (CAP) を立案する。【1年次に終了】</p> <p>d) コミュニティ・学校等に給水設備を設置する。(深管井戸 (揚水管有り) 24基、深管井戸 (揚水管無し) 54基、浅管井戸 10基、掘井戸 4基、井戸計 92基、鉄除去装置 30基)</p> <p><u>(イ) 地域住民が共同で水供給施設を管理する</u></p> <p>a) 給水施設ごとにその維持管理を行う給水設備管理委員会を設置し、委員会の能力強化を行う。</p> <p>b) 現地の井戸職人や製造業者等に対して、給水設備の施工・修理のトレーニングを行う。</p> <p>* 事業終了後の維持管理に関しては上記の給水設備管理委員会の強化、及び井戸職人・製造業者への研修 (及び給水設備委員会と業者の連携強化)、さらに (ア) b) の WATSAN の活性化を通じて給水設備委員会との連携強化を通じて維持管理体制を強化する。</p> <p><u>(ウ) 衛生的なトイレを設置する</u></p> <p>a) 個別世帯・コミュニティに衛生的なトイレを設置する。(シングル・ピット (1世帯用) 825基、ツインピット (2-3世帯用) 150基、公衆トイレ (15世帯用) 4基、計 979基)</p> <p><u>(エ) 地域住民が衛生的なトイレを使用し、適切に管理する</u></p> <p>a) 受益者に対し衛生的なトイレの維持管理について意識啓発・トレーニングを行う。</p> <p>b) ワード WATSAN によるトイレ使用のモニタリングを支援する。</p> <p>【変更点】</p> <p>c) 現地のトイレ製造業者・清掃業者等に対して、トイレ設備の施工・修理・安全な清掃のトレーニングを行う。</p> <p>1.2 b) 同様にトイレに関しても現地の製造業者、及び清掃業者の能力向上が今後の持続性に不可欠であるため、事業の活動に含む</p>

	<p>事とする。</p> <p>d) 公衆トイレの設置場所（主に市場）の管理組織に対し、持続的な維持管理を行う旨、合意を得る。</p> <p><u>(オ) 妊産婦・授乳婦のいる世帯および小学校児童を取り巻く衛生環境が改善する</u></p> <p>a) 妊産婦・授乳婦のいる世帯の衛生行動改善を支援する。 b) 小学校における衛生行動改善を支援する。</p> <p><u>(カ) 5歳未満の子どもの母親および保護者の下痢への対処能力が向上する</u></p> <p>a) 5歳未満の子どもの母親および保護者に対し、下痢の原因や対処法等に関する意識啓発トレーニングを行う。</p> <p><u>(キ) コミュニティおよび公衆衛生工学局（DPHE）の水・衛生活動の評価・モニタリング能力が向上する</u></p> <p>a) 郡 DPHE と協働し水質検査を行う。</p> <p>【変更点】</p> <p>郡 DPHE の人的キャパシティの制約も踏まえ、郡・ユニオンレベルの地方政府、及び現地の井戸職人や製造業者等を含めた水質検査体制を整える事を計画している。</p> <p>b) 事業の成果を測定する。【1年次と3年次に実施】 c) 事業からの学びを共有する。 d) 国内外の水・衛生イベントを活用した啓発活動を行う。 e) 深管井戸掘削時に得られる地質・水質情報、地理情報システム（GIS）等のデータを整理し、一般利用できるよう DPHE に提供する。</p> <p>本事業では、SDGs における以下の目標及びターゲットへの貢献を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目標 1（貧困の撲滅）：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる <ul style="list-style-type: none"> - 1.4：2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 ● 目標 2（飢餓の撲滅）：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する <ul style="list-style-type: none"> - 2.2：5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 ● 目標 3（健康と幸福度）：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する <ul style="list-style-type: none"> - 3.1：2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当た
--	---

	<p>り 70 人未満に削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3.2 : すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下までに減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 - 3.3 : 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 目標 5 (ジェンダーの平等) : ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う <ul style="list-style-type: none"> - 5.1 : あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 ● 目標 6 (安全な水と衛生の保証) : すべての人々の水と衛生利用可能性と持続可能な管理を確保する <ul style="list-style-type: none"> - 6.1 : 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 - 6.2 : 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 - 6.4 : 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 - 6.5 : 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
<p>これまでの成果、課題・問題点、対応策など</p>	<p>①<u>これまでの事業における成果 (実施した事業内容とその具体的成果)</u></p> <p>【成果 1】 貧困で弱い立場にある人々の飲料水へのアクセスが改善する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3 年間で設置を予定している井戸 249 基のうち 82 基の設置が完了し、その受益者 4,086 世帯 (21,950 人) が安全な飲料水を使用できるようになった。 <p>【成果 2】 貧困で弱い立場にある人々のトイレへのアクセスが改善する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3 年間で設置を予定しているトイレ 2,529 基のうち 759 基の設置が 2017 年 3 月末までに完了し、その受益者 1,409 世帯 (7,459 人) が改善されたトイレを使用できるようになった。 <p>【成果 3】 母親・保護者と子どもの衛生行動が改善する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4,160 人の妊産婦・授乳婦とその夫および義母が、手洗い設備の使い方と手指衛生についてのトレーニングを受講し、トレーニング終了時に、受講者全員が適切な手洗い行動について自ら説

明・実演することができた。

- 5 歳未満の子どもの母親および保護者延べ 21,755 人が、個人の衛生管理と調理時の衛生、乳幼児の水・衛生、安全な水の利用と下痢への対処に関する意識啓発トレーニングに参加した。受講後に日常生活でトレーニング内容の取組みを始める家庭も手洗いに関しては 1 年次終了時のサンプル聞き取り調査では 59% で見られた。

②これまでの事業を通じての課題・問題点

- **事業地訪問・滞在の安全対策**：2016 年 7 月 1 日にダッカで発生した襲撃テロ事件に伴い、ワールド・ビジョンの日本事務所と現地事務所の間で安全対策の見直しを行った。また、現地大使館からも適時助言を得ている。ゴワインガット郡の事業地への訪問・滞在については最新の治安状況を踏まえて慎重に判断する必要がある。移動や宿泊についても警察のエスコートを付けるなど、当初予定よりも事業地での活動が行いにくい状況となっている。
- **安全対策のためのプロジェクト・マネージャーの一時帰国**：本事業では安全に配慮しプロジェクト・マネージャーの定期的な一時帰国を計画しているが、この費用は自己資金による負担となっている。現地の治安情勢を鑑み 3 年次も引き続き安全対策のための一時帰国が必要な状況となっており、費用面の手当てが課題となっている。

③ 上記②に対する今後の対応策

- 事業地訪問・滞在を頻繁に行う状況ではないため、電話・インターネット等の通信手段を駆使し現地事業担当者との連絡を頻繁に取り合うとともに、必要に応じて現地事業担当者を首都へ呼び寄せ会議を行う等の工夫を行っている。現地での事業実施にかかる安全対策については、引き続き、現地の警察と良い関係を持ちつつ、現地大使館とも随時情報を共有しながら活動を行う。
- 安全対策としてのプロジェクト・マネージャーの一時帰国を継続して行うが、費用に関しては引き続き課題となっている。

④「持続可能な開発目標 (SDGs)」の該当目標の視点から

本事業は、3 年間で SDGs の目標 1、2、3、5、6 への寄与を目指しており、現段階では以下のように一部の目標に貢献したと言える。

- 目標 1 (貧困の撲滅)：一部の井戸とトイレの設置により基礎的サービスへのアクセスが改善した。
- 目標 5 (ジェンダーの平等)：WATSAN 委員、住民参加型ワークショップ参加者、各給水設備管理委員会のメンバーとして女性が意思決定に参加している。
- 目標 6 (安全な水と衛生の保証)：一部の井戸とトイレの設置により安全な水及び適切な衛生施設へのアクセスが改善した。また、事業活動を通じて水と衛生の管理における地域コミュニティの参加が進んでいる。

<p>期待される成果と成果を測る指標</p>	<p><u>事業実施により裨益すると予想される人数（事業3年間）</u> 合計直接受益者数：約 70,000 人 直接受益者：本事業の水供給施設受益者 約 10,600 世帯（約 57,000 人） ※他の活動の受益者も含めて約 70,000 人を想定 間接受益者：約 313,700 人（ゴワインガット郡の地域住民）</p> <p><u>事業実施により裨益すると予想される人数（今年次）</u> 直接受益者：本事業の水供給施設受益者 4,000 世帯（約 21,500 人） ※他の活動を含む合計直接受益者数：約 25,000 人 間接受益者：約 104,570 人</p> <p><u>事業により期待される成果(事業3年間)</u> 【成果 1】 貧困で弱い立場にある人々の飲料水へのアクセスが改善する 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> 安全な飲料水を利用できる人の割合が、ベースラインと比較して 15%増加する。 安全な貯水容器を使用する世帯が、ベースラインと比較して 15%増加する。 【成果 2】 貧困で弱い立場にある人々のトイレへのアクセスが改善する 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> 改善されたトイレを使用する世帯が、ベースラインと比較して 15%増加する。 ゴワインガット郡の 27 の村で屋外排泄ゼロを達成する。 【成果 3】 母親・保護者と子どもの衛生行動が改善する 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> 適切な手洗い行動をとることができる親・保護者の割合が、ベースラインと比較して 30%増加する。 5 歳未満の子どもが下痢になった際に、経口補水と母乳・流動食・継続的な食事を十分取ったと回答する親・保護者の割合が、毎年 10%増加する。 【指標の確認方法】 すべての指標について、3 年次終了直前に調査を行う。</p> <p>以上を達成することにより、以下の SDGs の目標に貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目標 1（貧困の撲滅）：井戸とトイレの設置により基礎的サービス（安全な水と適切な衛生施設）へのアクセスが改善する。 ● 目標 2（飢餓の撲滅）：安全な水と適切な衛生施設へのアクセス改善及び衛生行動改善（手洗い行動や下痢症への対処法実践）により下痢症による栄養低下が緩和され、栄養状況が改善する。 ● 目標 3（健康と幸福度）：安全な水と適切な衛生施設へのアクセス改善及び衛生行動改善（手洗い行動や下痢症への対処法実践）により水系感染症が減少する。
------------------------	---

- 目標 5 (ジェンダーの平等) : WATSAN 委員、住民参加型ワークショップ参加者、各給水設備管理委員会のメンバーとして女性が意思決定に参加することで、ジェンダーの平等が推進される。
- 目標 6 (安全な水と衛生の保証) : 井戸とトイレの設置により安全な水及び適切な衛生施設へのアクセスが改善する。事業を通じて水と衛生の管理に地域コミュニティが参加するようになる。

事業終了後の持続性

- ① 本事業では給水設備管理委員会を組織し、同委員会は給水設備の維持管理のために地域住民の理解と協力を促していく。郡、ユニオン、ワードの水・衛生委員会と連携し、事業終了後も水・衛生委員会から必要な技術的支援を受けながら活動を継続していく。
- ② 井戸の利用者となる住民は、井戸設置時に井戸周りの整備（屋根の設置や、排水路の整備）を自費で行う事としている。その費用は委員会が住民と話し合いを持ち、各家庭の支払い能力に合わせて合計 4,000 タカほどを徴収し、委員会の会計担当者が記録をする。その後の維持管理に関しては、平時から利用者自身が井戸を大切に扱い、周辺の整理・整頓を心がける。井戸周辺に住む給水設備委員会のメンバーは、井戸が正しく使われているかの確認を行う。故障や不具合が発生した際には、井戸設置時と同様に給水設備管理委員会が必要な額を住民の支払い能力に合わせて徴収する仕組みとなっている。
- ③ 故障に際しては給水設備の修理を行う事ができるメカニック（修理工）を呼ぶ必要がある場合に備えて、事業地においてメカニックを訓練すると共に、メカニックと給水設備管理委員会が連絡できる体制を整えることで、給水設備に問題が生じた場合に現地における修理が可能な体制を整える。
- ④ 合計 15,000 人に衛生的なトイレの維持管理の重要性に関するトレーニングを実施し、各ワードの水・衛生委員会が定期的に住民のトイレの使用状況をモニタリングする。これにより、人々の間でトイレの日常的な使用と適切な維持管理が定着することを目指す。
- ⑤ ③同様にトイレの設置を行う業者や、トイレが満杯になった際の清掃を行う業者への研修を通じて、事業地における衛生設備のアフターケアの体制を整える。
- ⑥ 受益者自身が地域の水・衛生環境や正しい衛生行動を理解し、問題意識を持ち、改善に取り組むため、意識変化や行動変容の促進を目的とした啓発活動を行う。水・衛生委員会という組織だけでなく、地域の妊産婦、授乳婦、学校の児童や教師に焦点を当て、家庭や地域の変革の担い手として事業に参加してもらうことで、事業終了後も住民自らが啓発活動を継続しつつ、地域の水・衛生環境改善を実現していく。
- ⑦ 事業対象地の一部では 2014 年より、WV の自己資金で 18 年計画の地域開発プログラム (ADP) を実施しており、本事業終了後も、その ADP が本事業の効果が広く浸透し、対象地域の水・衛生環

	<p>境が確実に改善されるよう定期的にモニタリングをしていく。</p> <p>⑧ 上記 ADP のモニタリングの中で、さらに支援が必要と認められた場合は、ADP が持続性や自立性に配慮した補完的な支援を考慮する。</p> <p>⑨ DPHE の能力向上については、事業地内の井戸について深度や水質に関する情報を DPHE が把握している数や、住民による水質検査体制の整備状況についてモニタリングをしていく。</p>
--	---